

岩手中部保健医療圏における重点的取組事項に係るモニタリング評価結果の概要

1 脳卒中の医療体制について

(モニタリング指標の「Ⅱ脳卒中の医療体制、Ⅲ急性心筋梗塞の医療体制、Ⅳ糖尿病の医療体制」)

- (1) 脳血管疾患年齢調整死亡率(人口10万対) <ⅡⅢⅣ-1>
平成29年度の129.1人以降は全体的に減少傾向であり、令和4年度は115.7人となっている。
- (2) 特定健診受診率 <ⅡⅢⅣ-3①>
平成28年度の44.5%からほぼ横ばいであり、令和3年度は45.7%となっている。
- (3) 特定保健指導実施率 <ⅡⅢⅣ-3②>
平成28年度の31.3%から年々上昇傾向にあり、令和3年度は38.8%となっている。
- (4) 発症から受診までの時間が3時間以内である割合 <ⅡⅢⅣ-4>
平成27年度の27.5%から増加傾向にあり、令和2年度は30.7%となっている。
- (5) 脳卒中地域連携パス件数 <ⅡⅢⅣ-8>
平成29年度の183件から毎年増加していたが、令和5年度は177件と減少した。

【取組の方向性】

脳血管疾患年齢調整死亡率は全体的に減少傾向、特定保健指導実施率は上昇傾向にあります。一方でメタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合、正常高値血圧・高血圧の者の割合が増加傾向にあり、適正体重者の割合が若干減少していることから、引き続き定期健康診断の受診勧奨や特定保健指導の強化など脳卒中等生活習慣病予防に係る一層の取組を促進する必要があります。

また、応急手当、病院前救護として発症から受診までの時間が3時間以内である割合及び脳卒中地域連携パス件数は、増加傾向にあることから、引き続き発症時の早期受診の促進など急性期及び回復期機能を担う医療機関を中心とした脳卒中の地域医療連携体制の一層の充実を図る必要があります。

2 周産期医療体制及び小児医療の体制について

(モニタリング指標の「Ⅷ周産期医療体制、Ⅸ小児医療の体制」)

- (1) 産科医及び産婦人科医の数【県指標】 <Ⅷ-1>
平成28年度は12人であったが、令和4年度は14人と増加した。
- (2) 出生数・率(人口千対)【県指標】 <Ⅷ-2>
平成29年度の1,482人・6.7人(人口千対)から毎年6.5%程度減少しており、令和4年度は1,060人・5人となっている。
- (3) 子育て世代包括支援センターにおける相談支援件数 <Ⅷ-5・6>
平成30年度の相談件数は延べ2,731件であり、以降増加傾向にあり、令和5年度は延べ4,693件となっている。
- (4) 産前・産後ケア・サポート事業実施件数 <Ⅷ-7・8>
平成30年度の実施件数は1,699件から増加傾向にあり、令和5年度は4,693件となっている。
- (5) 小児救急相談の件数 <Ⅸ-1>
平成29年度の796件からほぼ横ばいであり、令和4年度は740件となっている。

【取組の方向性】

出生数は減少しているものの、産前・産後ケア、サポート事業件数が増加傾向にあり、さらに令和2年度から岩手県妊産婦アクセス支援事業がスタートし、子育て支援及び産前・産後ケアへの取組が大きく前進しています。

今後も引き続き関係機関が連携を図りながら、安心して妊娠・子育てができる地域づくりに向けた切れ目のない支援体制の充実を図る必要があります。

3 新興感染症の医療体制

(モニタリング指標の「X 新興感染症の医療体制」)

- (1) 感染症法に基づく医療措置協定 確保病床数<X-1・2>
令和5年度は流行初期26床、流行初期以降41床であった。
- (2) 感染症法に基づく医療措置協定 発熱外来数<X-3・4>
令和5年度は流行初期22医療機関、流行初期以降55医療機関であった。
- (3) 自宅療養者等への医療提供<X-5・6・7>
令和5年度は病院・診療所が24医療機関、薬局が93機関、訪問看護事業所6機関であった。

【取組の方向性】

新興感染症発生・まん延時に発熱患者等に対して適切な診療や検査を実施し、さらに適切な入院医療を速やかに提供できるよう平時から、関係機関が連携を図りながら、新興感染症の医療体制を構築していく必要があります。

4 在宅医療の体制

(モニタリング指標の「XI在宅医療の体制」)

- (1) 退院支援担当者配置医療機関数及び退院時カンファレンス実施医療機関数<XI-3・4>
令和5年度は、退院支援担当者を配置している病院は11施設、診療所は1施設となっている。また、退院時カンファレンスを実施している病院は11施設、診療所は昨年度から1施設増の2施設となっている。
- (2) 在宅療養支援診療所数 <XI-8>
平成30年度は19箇所であり以降横ばいの状況が続いていたが、令和5年度は18件となっている。
- (3) 在宅看取りを実施している病院・診療所数【県指数】 <XI-9>
平成30年度の病院3施設・診療所33施設以降ほぼ横ばいの状況であり、令和5年度は病院6施設、診療所34施設となっている。
- (4) 地域包括ケア病床設置病院数・病床数 <XI-11>
平成30年度は2病院、40床設置であり、以降増加し、令和5年度は5病院、131床設置されている。
- (5) 認知症サポート医養成研修修了者 <XI-15-②>
令和4年度の研修修了者は2人(累計21人)となっている。
- (6) 認知症サポーター数(再掲) <XI-15-③>
平成30年度末時点で21,799人であり、以降毎年増加し、令和5年度末は31,139人となっている。
- (7) 在宅患者訪問薬剤指導実施する薬局数 <XI-17>
平成30年度の93施設から年々増加し、令和5年度は107施設となっている。
- (8) 在宅死亡者数【県指数】 <XI-19>
平成29年の478人からほぼ横ばいであり、令和4年度は546人となっている。

【取組の方向性】

在宅療養支援診療所数及び在宅看取りを実施している病院・診療所数が、横ばいの状況であることから、今後も在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点を中心として、在宅の高齢者の状況に応じた適切な医療や介護サービスの提供に向けて、関係機関における連携支援体制の強化を図っていく必要があります。